

監査公表第 2 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、福祉保健部（地域福祉課、三島会館、市民福祉会館、太陽の家児童デイサービスセンター、健康管理センター、休日急患センター、児童家庭課（保育園、児童館、児童クラブ）、子育て総合支援センター（栗野子育て支援センター）、児童文化センター、児童センター、国保年金課（診療所）、介護保険課（地域包括支援センター））に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成25年 2 月 2 6 日

敦賀市監査委員 安 久 彰
同 橋 本 幸 夫
同 宮 崎 則 夫

福祉保健部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成25年 1月24日(木)・25日(金)

2 監査の対象

福祉保健部

地域福祉課、三島会館、市民福祉会館、太陽の家児童デイサービスセンター、健康管理センター、休日急患センター、児童家庭課(保育園、児童館、児童クラブ)、子育て総合支援センター(栗野子育て支援センター)、児童文化センター、児童センター、国保年金課(診療所)、介護保険課(地域包括支援センター)(以下「各課等」という。)に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

補助金の実績報告書について、使途が特定しにくい表記となっていたものが一部見られたので、主管課(地域福祉課、介護保険課、健康管理センター)においては、該当団体に対し、改善するよう指導すること。

なお、各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められた。

5 各課等の予算執行状況は別表1～9のとおりである。(別表省略)